

スクールバス利用のきまり

スクールバスは、利用する子どもたちの安全な登下校を確保するために町が運行をするものです。そのためには、保護者の皆様のご協力が必要です。スクールバスの安全な運行にご協力をお願いいたします。

1 スクールバス利用児童生徒の保護者の皆さまへ

- (1) 保護者の責任においてバスの乗降をさせてください。小学生の場合は、必ず乗降口の前でお子さんの受け渡しを行ってください。
- (2) バスは定刻になりましたら発車します。発車時刻の 5 分前にはバス停に集合してください。
- (3) バスの発車に遅れたお子さんを待つことはできません。乗り遅れた場合は、保護者の責任で学校まで送り届けてください。
- (4) 必ず、学校に届け出たバス停を利用してください。それ以外のバス停は利用できません。
- (5) バスは停留所以外では原則停まりません。自宅前や親類宅前で乗降させることはできません。

2 児童生徒の皆さまへ

- (1) バス内では、決められた席に座り、シートベルトを着用、着席し安全に過ごします。
- (2) バスに乗るときと降りるときは、運転手さんにあいさつをします。
- (3) 運転手さんや周りに迷惑をかけないように過ごします。
(押さない、叩かない、蹴らない、立たない、騒がない、いたずらや落書きをしない)
- (4) タブレットを操作しないようにします。
- (5) バスを降りてから、バスが発車するまでは移動しないようにします。

3 その他

- (1) バスは定刻より前に出発することはありませんが、道路状況等により遅れる場合があります。大きな変更が生じる場合は、学校から保護者に連絡する場合があります。
- (2) 停留所は、利用する児童生徒数や安全面等から、町が見直しを行う場合があります。
- (3) お子さんのバス内の器物損害は、保護者の方に費用の負担をお願いすることがあります。
- (4) このきまりを守れない場合は、乗車の許可を取り消す場合があります。